

意見陳述書

2005年5月11日

さいたま地方裁判所 御中

埼玉県さいたま市北浦和3丁目12番地3号601

藤 永 知 子

私は、前回の裁判では、「埼玉県のハッ場ダム問題」に関わってきた経緯を踏まえて、埼玉県がハッ場ダムに参加することが如何に不当であるかについて意見陳述を行いました。今回は、埼玉県がハッ場ダム事業に対して巨額の費用を負担することについて県民への説明責任を全く果たしてこなかったことと

埼玉県の監査委員が住民監査請求を審査する責任を放棄していたことについて意見陳述を行います。

ハッ場ダム建設事業とその関連事業に対する埼玉県の負担額は、合計で803億円にもなります。これらの支出は起債、すなわち、借金で賄いますから、埼玉県民はその利息も負担しなければなりません。30年程度の長期の起債ですから、利息の支払額が嵩み、元金の半分程度になることが予想されます。したがって、ハッ場ダムに対する埼玉県民の総負担額は約1,200億円にもなります。

このように巨額の費用を負担するのですから、県は県民に対して、ハッ場ダムが埼玉県にとって必要不可欠なものであることと、その巨額の費用負担が合理的なものであることについて、明確な根拠データをきちんと示し、県民が納得できるように十分な説明を行う責任があります。

わたしたちは公開質問書や直接の話し合いによって、埼玉県にこの説明を求めてきましたが、多くの点でまともな回答がなく、私たちは、県が説明責任を全く果たしていないと判断せざるを得ませんでした。ここではその例を三つ述べます。

1) 埼玉県は説明責任を果たしていない

第一は、2015年以降の水需要の動向です。県は2015年までの水需要の予測結果を2003年12月に発表しました。この予測は水需要の実績と乖離した過

大予測ですが、さらに、2015年より先の水需要の見通しを県に求めたところ、2015年以降の動向を予測していないという答しか返ってきませんでした。2015年以降の水需要の動向は、ハッ場ダム問題を考える上で非常に重要な問題です。ハッ場ダムの完成時期について県も国も2010年度完成と示していますが、実際に2010年度の完成は不可能とされています。その主な理由が2つあります。

まだ本体工事にも入っておらず、多くの工事が残されていて、現時点での進捗率が4割ぐらいなので、工事日程の面から2010年度の完成が困難であること

現在の財政状況では無理です。ハッ場ダム建設の事業費は大幅増額により2110億円から、4,600億円となり、2005年度以降の残りの事業費は2,700億円となりました。今から2010年度まで6年しかなく、毎年450億円の予算がつかないと、2010年度には完成しません。しかし、今年度の予算は280億円でした。そしてこれから事業費を大幅に増やす要因として、東京電力への減電補償などが出てきます。このような状況から2010年までに完成できる財政的な裏づけが、乏しいのです

以上の点から2010年の完成が、非常に困難と言えます。国立の人口問題研究所の予測によれば、埼玉県は2015年をピークとして減少に転じますから当然、水需要も減少していくことでしょう。そのような時期にハッ場ダムが完成したら、無駄な公共事業となるのは、明白です。

、水需要は今後ますます減っていきますので、年が経過するほど、ハッ場ダムの必要性はますます希薄になっていきます。このことはハッ場ダムの関係都県でも大変心配されている問題です。昨年11月に事業費大幅増額案が発表される前に、国土交通省と都県側との間で2回にわたって、文書のやり取りがされています。その都県側からの文書に次のように書かれています。

「完成が遅れた場合、(ハッ場)ダム完成の時点で、ダム参加が不要になっていることも想定される-----」

だから、都県側は、2010年度完成を守ってほしいといているのです。県知事も完成が遅れたら責任を国に求め、費用負担も国に求めると議会で答えています。このように2010年度完成の工期の遵守を強く求めているのは、完成が遅

れば、ハツ場ダムが不要になることを認識しているからです。したがって埼玉県は 2015 年度以降の水需要の動向を踏まえてハツ場ダムが必要か否かを判断しなければならないはずですが、この核心の部分、2015 年度以降の水需要の動向について、埼玉県はその見通しを示すことを拒否しました。

2) 他の関連都県よりも高い水利権を買っている埼玉県

第二は、ハツ場ダムの冬期水利権に対する埼玉県の負担額が他の都県の 1.6 倍にもなっているという不公平な費用負担について、県はその理由を何も説明できなかったことです。埼玉県はハツ場ダムによって毎秒 9.25 トンの冬期水利権を得ることになっています。実際には、冬期は河川の流量に余裕があり、取水できるのですが、問題は、この冬期水利権について毎秒 1 トンあたりの負担額を他の都県と比較すると、埼玉県のみが 6 割も高い負担になっています。東京都や千葉県並みの負担率ならば、埼玉県は利水分の負担額が補助金を除いても、約 120 億円も軽減されます。なぜ埼玉県のみが高い負担率になっているのか、その理由と根拠データを明らかにするように県に求めましたが、県からは国がそのように決めたからという答えしかなく、その根拠となるデータも持っていないでした。

3) 埼玉県にとっての治水上の利益について具体的説明がない

第三は、ハツ場ダムによって治水上、埼玉県がどのような利益を受けるのかについて県は何も具体的なデータを示すことができなかったことです。ハツ場ダム建設事業に対する埼玉県の治水分の負担額は、180 億円にもなります。当然のことながら、その金額に見合う利益を埼玉県は受けなければなりません。埼玉県の治水分の費用負担は、河川法第 63 条第 1 項により、著しく利益を受ける場合であることが前提になっているのですから、治水上、埼玉県が受ける利益は明確なものでなければなりません。ところが、受ける利益の具体的なデータを県に求めても、県からは、「国が治水上の利益をあると言っています。」という答えしかなく、具体的なデータは何もありませんでした。

このように県とのやり取りによって、県は全く国まかせであって、巨額の費用を負担することの根拠データを何も持っていないという驚くべき実体が明らかになりました。県は、県民に対する説明責任を果たさなかつただけでなく、その責任を果たす主体的な役割そのものを放棄してしまっているという有様でした。

4) 監査の責任を放棄した監査委員

私たちは昨年9月10日に「埼玉県が八ッ場ダム事業に参加するのは不当であり、違法である」とする住民監査請求を提出しました。これに対して、10月7日付けで埼玉県監査委員は、私たちの請求を却下する旨の監査結果を出しました。この結果には到底納得できませんでしたので、監査委員会議の議事録の開示を求めました。詳しい議事録は作成されておらず録音もされておらず、開示されたのはその要点のみでしたが、その中には看過できないことが書かれていました。

監査委員の発言です。「却下ということになるのか。」

次は監査事務局の発言です。「自治法の定める要件をみたしていないと思われる。」

また、監査委員の発言です。「却下の判断とは別だが、2千数百億が4千数百億になるというのは国もひどい。」というものでした。

監査委員は八ッ場ダムの事業費大幅増額の不当性を認識しながら、監査会議の進行の主体ではなく、結果についても専ら監査事務局の判断に委ねてしまっていることが明らかになりました。監査請求の内容を審査してどのような判断を行うかは、監査委員自らが行うべきことです。ところが、ここで判断しているのは監査事務局ですから、監査委員は何のために存在しているのか、分かりません。本来、4人の監査委員は県の行政組織とは独立した存在ですが、一方、監査事務局は行政組織の一部ですから、県の方針を否定することはありえません。このように、監査委員は形骸化しており、実際には県の行政組織が監査結果の内容もきめてしまうという驚くべき監査の実態が明らかになったのです。

以上述べたように、県民に対する説明責任を果たす主体的な役割そのものを放棄してしまっている県、そして、監査請求を審査する自らの責任を放棄してし

まっている監査委員に対し、怒りを持って私たちは今回の提訴に踏み切りました。